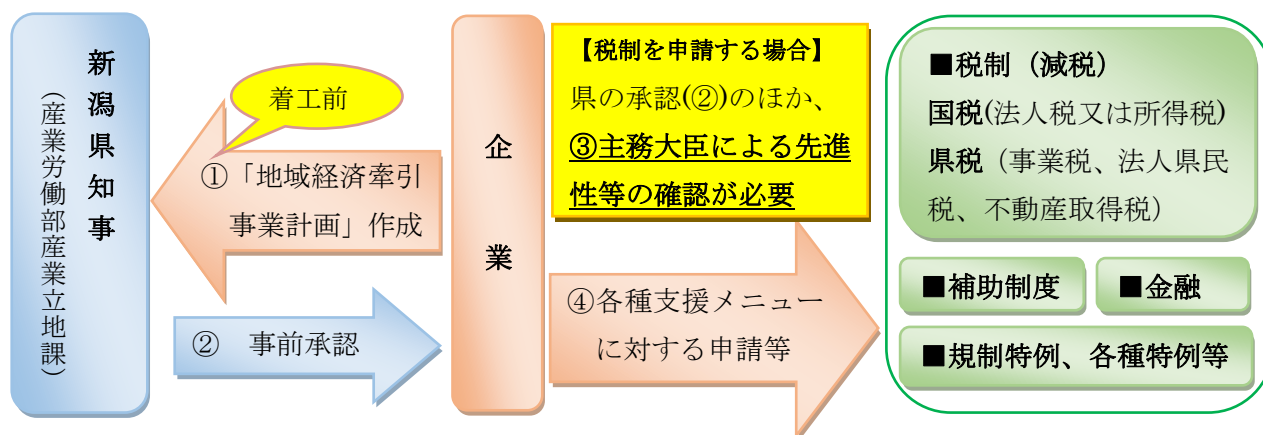


事業規模の拡大に伴う優遇措置を知りたい

## 地域未来投資促進法の活用

同法に基づき、長岡市は、柏崎市と小千谷市とともに「第2期新潟県中越3市基本計画」を策定。事業者は、この基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」を作成し、着工前に、新潟県の事前承認等を受けることで下記の各種支援メニューを活用できます。

### ● 地域未来投資促進法の活用フロー



※税制（減税）の対象は、主務大臣による確認後に取得した設備等が対象です。  
※申請先は、支援メニュー毎に異なります。詳細は、下記へお問い合わせください。

### ● 対象地域

新潟県中越3市（長岡市、柏崎市、小千谷市）

### ● 承認要件【※以下の3つの要件を全て満たす事業】

#### 【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれかを満たすこと）】

- ① 工作機械、産業機械、電気・電子部品、自動車部品、半導体等の製造に関連した高度な要素技術を活用した成長ものづくり分野
- ② 清酒、製菓等の特産物を活用した食品製造関連分野
- ③ 新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センターや長岡技術科学大学、新潟工科大学等の研究機関の知見を活用したデジタル関連分野
- ④ エネルギー関連産業の集積を活用した環境・エネルギー関連分野
- ⑤ 繊維、化学、紙・紙加工品関連産業の集積を活用した生活関連産業分野
- ⑥ 国内・県内ネットワークにおける高い拠点性を有する物流・流通産業の集積を活用した流通関連産業分野

#### 【要件2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分 4,300万円超

#### 【要件3：経済的効果が見込まれること（新潟県中越3市（長岡市、柏崎市、小千谷市）地域内での事業開始年度比で①～④のいずれかを満たすこと）】

- ① 取引額 7.4%増加
- ② 売上げ 7.4%増加
- ③ 雇用者数 11.7%または3人増加
- ④ 雇用者給与等支給額 8.3%増加

※上記の事業分野等に該当しない場合、「第2期新潟県全域基本計画」の適用が可能な場合があるので、お問い合わせください。

### ● 地域経済牽引事業計画の書式について

新潟県 地域未来投資促進法

検索

もしくは、<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoritchi/1356885368125.html>



- 問合せ 産業立地・人材課（0258-39-2298）  
新潟県産業労働部産業立地課（025-280-5247）